

甲 佐 町



(役 場)

一 概 況

熊本県のほぼ中央部に位置する、人口一、一八一（平成二二年国勢調査）、面積約五八平方キロメートルの町である。北から東は御船町に、南は美里町に、西は熊本市、南西はわずかに宇城市に、それぞれ接している。東に甲佐岳（七五三メートル）を有し、宮崎県境をなす九州山地に源を発する緑川の清流が町の中央を貫流し、龍野川、坂谷川が合流している。緑川流域は水田地帯となっており、東部は山岳地帯、南部及び北部はそれぞれ乙女台地、御船台地をなして畑地帯となっている。

産業としては、緑川の恩恵を受けた肥沃な大地で、主に米、野菜、花き、庭木の生産が行われ、中でもニラ、スイートコーン、菊、クジャク草の生産が盛んである。

交通面では、町を南北に縦断する国道四四三号を主軸として、県道が各方面に派生し、定期バスの運行もある。

名所旧跡としては、景勝の地「清正公山」、加藤清正公の緑川治水工事の一つである鶴の瀬堰は慶長一三年（一六〇八）に完成しているが、大変な難工事である位置を鶴が教えたということから名が付いたと言われている。別名甲佐富士と称される甲佐岳、熊本緑の百景に選ばれ、キャンプ場も備えた井戸江峡などがあり、名物としては、竹で編んだ簀に落ちてくる鮎を賞味できるやな場、樹齢七〇余年を誇る天然記念物、麻生原のきんもくせいなどがある。

主な行事としては、あゆまつり、産業文化祭、熊本甲佐一〇マイル公認ロードレース大会、甲佐神社大祭などが催されている。

二 町名の由来

昔の甲佐郷全体が合併したので、郷名をとり「甲佐町」をそのまま町名とした。

三 平成の合併検討経緯

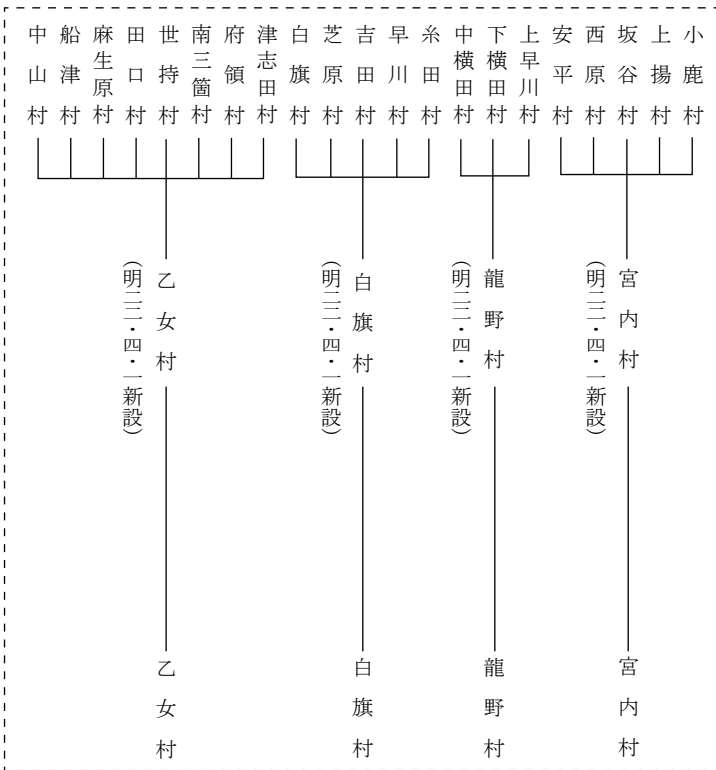
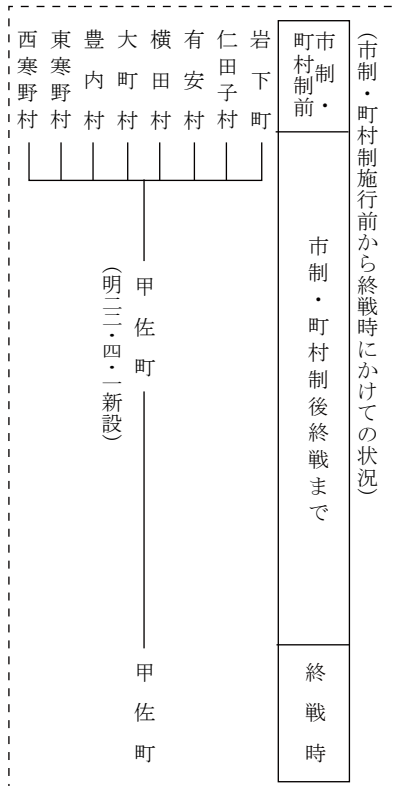
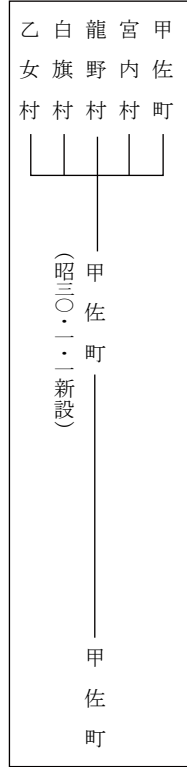
平成一二年三月に県が策定した市町村合併推進要綱では、当地域については、

御船町、嘉島町、益城町との四町合併のパターンが示された。これを叩き台に四町での合併検討が進んだが、平成一四年五月に益城町がこの枠組みからの離脱を表明。同年八月には嘉島町も離脱を決め、御船町及び甲佐町が検討した結果、二町合併推進でまとめ、平成一四年一二月には、二町での任意協議会設置に漕ぎ着けた。

その後、平成一五年七月に法定協議会に移行し、更に協議が進んだが、平成一六年四月に行われた御船町住民投票で、甲佐町との合併反対が約八割を占め、このため二町合併は白紙に戻り、その後、甲佐町では合併特例法期限内の合併を志向する具体的な動きは無かった。(第二編「上益城地域」参照)

四 昭和以前の合併検討経緯

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(一) 甲佐町

明治七年(一八七四)の改正大小区制のもとでは、一町八か村からなる第九大区、第一小区に属したが、明治八年地租改正にともなう町村合併により、上豊内村と下豊内村が合併して豊内村となり、その後は現在の各大字を単位として町村が存在した。一二年郡区町村編制法の施行にともない、岩下町、仁田子村、大町村、有安村、横田村を一行政区、豊内村、東寒野村、西寒野村を一行政区としてそれぞれ戸長役場を置いた。一七年の戸長役場区域の改正により、これら八か町村が一行政区となり、二二年、町村制の施行により、八か町村が合併して甲佐町となった。

(二) 宮内村

明治七年(一八七四)の改正大小区制の下では、小鹿、上揚、坂谷、西原、安平の各村は第九大区、第一小区に属した。明治一二年の郡区町村編制法施行により、小鹿村に戸長役場を置き、小鹿、上揚、坂谷、西原、安平の五か村を一行政区域とした。二二年、町村制の施行によりこの五か村が合併して宮内村となった。

(三) 龍野村

明治七年(一八七四)の改正大小区制の下では、第九大区、第一小区に属し、明治八年の地租改正にもなう町村合併により下横田村と浅井村が合併して下横田村となり、上早川および中横田はそれぞれ村として存在した。一二年郡区町村編制法施行により、上早川村に戸長役場を置き、上早川村、中横田村、下横田村を一行政区域とした。二二年、町村制の施行により、三か村が合併して龍野村となった。

(四) 白旗村

本村地域は明治五年(一八七二)には、早川組、八丁組に分かれていたが、七年大小区制の改正により第九大区、第二小区に編入された。同年、地租改正に伴なう町村合併により下早川村、北早川村が合併して早川村となり、八丁村、古閑村および山出村が合併して白旗村となったほかは、現在の大字を単位として村が存在した。一二年郡区町村編制法の施行により、早川村と糸田村は二二年乙女村に合併された船津村、世持村、麻生原村とともに一行政区域をなし、吉田村、芝原村および白旗村は陣村とともに一行政区域をなし、それぞれ戸長役場を置いた。一七年の戸長役場区域改正により、白旗、糸田、吉田、芝原、早川の五か村が一行政区域となり、糸田村に戸長役場が置かれた。二二年町村制の施行にもない、この五か村が合併して白旗村となった。

(五) 乙女村

本村地域は旧藩時代甲佐手永惣庄屋の支配を受けていた。明治四年一月の府県大廃合の時、本村地域の大部分は熊本県に入ったが、中山村、南三箇村は豊田の荘であったため、下益城郡に入り八代県となった。

明治七年(一八七四)の改正大小区制の下では第九大区、第二小区に属し同年の地租改正に伴なう町村合併により和田内村、上田口村、下田口村が合併し

田口村となり、現在の各大字を単位として村が存在した。一二年の郡区町村編制法施行により本村地域は、早川村に戸長役場を置く早川村、船津村、世持村、麻生原村を一行政区域と、南三箇村(三箇村元甲佐郷)に戸長役場を置く南三箇村、津志田村、中山村、府領村、田口村を一行政区域とする戸長役場区域に二分された。

一七年戸長役場区域の改正により初めてこれら八か村が一行政区域となり、津志田村に戸長役場が置かれた。二二年町村制の施行に伴ない八か村が合併して乙女村となった。

2 町村合併促進法制定後の経緯

昭和二八年(一九五三)には各地で町村合併の必要性が論ぜられ、上益城郡においても、町村長会および議長会で検討がなされたが、甲佐地区は、町村長案、議長案ともに、甲佐町、宮内村、龍野村、白旗村および乙女村の五か町村合併案が多数意見であった。また、少数意見として甲佐、龍野、宮内の三か町村と白旗、乙女の二か村合併に区分する案、さらに白旗、乙女二か村に御船地区の豊秋村ほか二か村組合を含む案があったが、町村合併促進法施行後、県は、五か町村合併案を県の合併試算として発表した。

このため、甲佐地区では、この県試算に基づき、翌二九年四月合併を目標に合併促進協議会が結成され、合併事務が進められたが、白旗村の下白旗および乙女村の下乙女地区の住民は、町部との合併をきらい、緑川中学校組合を組織している白旗、乙女、豊秋列村の三か村による純農村のみの合併を主張して甲佐町など五か町村合併に強く反対したため、協議会は合併予定を延期して調整を図った。

一方、甲佐、宮内、龍野の三か町村では、合併の趣旨に賛成して、一日も早く合併することを希望し、白旗、乙女両村が反対すれば、三か町村のみの合併もやむをえぬと強く合併を推進した。その後五か町村合併はさらに遅れ、次の目標の一一月一日発足もお流れになったので、乙女村は一応責任を負って五か町村合併協議会を脱退した。

そこで、他の四か町村は、乙女村を加えないで三〇年一月一日発足をめざして合併事務を急いだが、乙女村当局は、合併に乗り遅れまいとして、一一月一八日村議会を招集したが、この空気を知って反対、賛成両派村民がむしる旗を押し立

てて村議会に乗り込んだため議事進行ができず、休会になった。合併を急ぐ村当局は「静かな議会」を望んで翌二六日村議会を熊本市の自治会館に招集し、村議定員一六人中病氣一人を除き一五人が定刻前から顔をそろえ、また村内の反対、賛成両派を始め事態を心配した関係村民約五〇人もなりゆきを見守ったが、正午すぎになっても村長が現れず議長は流会にしてしまった。

このような事態もあり、また、議長が五か町村合併反対派であったため、議事運営は困難を極めたが、合併推進委員会は一六対一一で五か町村合併を決議していたので、結局議会も賛成多数で五か町村合併を議決した。

また白旗村では、議長が五か町村合併賛成派であったため、議長不信任案が可決された。しかし、これを無効として強行議決にもっていったところ、合併賛成と反対が同数であったため、議長が合併賛成を決定するなどの困難があったが、甲佐、宮内、龍野の三か町村の議会では平穩に審議され、全員一致で五か町村合併が議決された。

こうして、甲佐町など五か町村は、三〇年一月一日新甲佐町として発足したが、合併後は、合併前にみられた感情的対立は自然に解消していった。

3 合併条件および協定事項

(一) 合併の形式

甲佐町、宮内村、龍野村、白旗村、乙女村を合併し町をつくる。

(二) 合併の時期 昭和三〇年一月一日

(三) 新町名 町名は「甲佐町」とする。

(四) 役場の位置

熊本県上益城郡甲佐町大字岩下一九四番地（現甲佐町役場）に置き、新庁舎は甲佐町地内に置く。

(五) 役場出張所の位置およびその事務

1 位置

- ア 宮内出張所 上益城郡宮内村大字小鹿（旧宮内村役場庁舎）
- イ 龍野出張所 上益城郡龍野村大字上早川（旧龍野村役場庁舎）
- ウ 白旗出張所 上益城郡白旗村大字白旗（旧白旗村役場庁舎）
- エ 乙女出張所 上益城郡乙女村大字津志田（旧乙女村役場庁舎）

2 職員の定数 出張所職員各三人、使丁各一人を置く。

3 所掌事務

- ア 戸籍および住民登録に関する事務
- イ 配給に関する事務
- ウ 諸証明に関する事務
- エ 町税その他納入に関する事務
- オ その他必要な事務

(六) 議員の任期 昭和三〇年二月二十八日まで在任する。

(七) 議会議員の選挙区および定数
選挙区を左記のとおり設けるものとする。ただし、この選挙区は合併後最初の選挙に限る。

- 第一選挙区 現甲佐町 九人
- 第二選挙区 現宮内村 三人
- 第三選挙区 現龍野村 四人
- 第四選挙区 現白旗村 四人
- 第五選挙区 現乙女村 六人

計 二六人

(八) 農業委員会委員の任期および定数

農業委員会法に基づき、一地区農業委員会を置き、町村合併促進法第九条の三の規定を適用し、委員の定数は一五人とし、昭和三〇年九月三〇日まで在任するものとする。

(九) 教育委員会委員の任期および定数

町村合併促進法第九条の二の規定を適用し、委員の定数を五人とし、その任期は、昭和三〇年九月三〇日までとする。

(一〇) 合併関係町村の職員の身分取扱

1 町村合併促進法第二四条の規定に基づき、町村合併の際、現にその職にある合併町村の一般職の職員は、引き続き新町の職員として身分を保有せしめ、職員の勤務年数は、これを継承するものとする。

2 一般職の職員の給与については、合併町村の不均衡を調整し、その他身分の取り扱いに関しては、一般職の職員のすべてを通じて公正に処理する。

- 3 一般職の職員の退職手当は、新町普通退職手当の額に左に掲げる割合を加えた額を支給するものとする。
 - ア 合併後一か月以内に退職した者は、本俸月額の一二月分
 - イ 合併後四か月以内に退職した者は、本俸月額の六か月分
 - ウ 合併後一二月以内に退職した者は、本俸月額の二か月分
- 4 特別職の職員は別に考慮するものとする。
 - (一一) 助役の定数 一人とする。
 - (一二) 部落嘱託員の設置
- 合併関係町村の嘱託員はこれを存置し、逐次整理統合する。
 - (一三) 資産および負債の帰属処分
 - 1 行政財産、一般基本財産、特別基本財産はいつさい新町に引き継ぐ。
 - 2 負債（借入金を除く）は全額新町に引き継ぐ。
 - (一四) 町村税その他の滞納整理
 - 合併関係町村の町村税その他の収入金で収入未済分は、町村合併と同時に新町に引き継ぐ。
 - (一五) 町および字の名称 省略
 - (一六) 消防団の統合
 - 1 現在の五か町村有の消防機材器具は、新町に引き継ぐものとする。
 - 2 甲佐町役場内に消防団本部を置き、旧各町村に分団を設置する。
 - (一七) 国民健康保険

旧宮内村、白旗村、乙女村の健康保険事業は、町村合併促進法第十八条により存続し、新町は昭和三〇年四月一日から全区域内に実施する。
 - (一八) 各種事業

関係町村における土木耕地およびその他各種の継続事業ならびに既定計画事業は、継承して行なうものとする。
 - (一九) 左の団体の統合をすみやかに斡旋する。
 - 1 農業協同組合
 - 2 農業共済組合
 - 3 商工会
 - 4 体育会

4 合併時の三役及び正副議長

- 5 青年団
 - 6 婦人会
 - 7 その他
 - (二〇) 町民税の賦課率
- 昭和二九年度は不均一課税とし、昭和三〇年度から均一課税とする。

町村名	長	助役	収入役	議長	副議長
甲佐町	沢田 扶	橋本政喜	緒方太一郎	高見市蔵	梅田 実
宮内町	堀本吉蔵	田上勝蔵	伊藤 勇	井芹兵蔵	井上軍蔵
龍野村	松永鶴雄	福永清八	緒方光雄	園田弥一	増浪繁勝
白旗村	山下光憲	大塚武平	内村龍象	本田熊喜	城 英雄
乙女村	徳山亀次郎	井本清俊	布田健二	成田末彦	日隈 孝

5 合併時の関係町村の現況表

生産額				会社、工場、 事業場 (資本金五百 万円以上)	前年度予算総額 千円	市町村税納税額 千円	県税納税額 千円	国税納税額 千円	中学校以上 の学校		官 公 署	業 態 の 割 合				面 積 平方 米	戸 数	人 口	区 分		
計 千円	その他 千円	農 産 千円	鉱 工 産 千円						の 業 態	その 他 の 業 態		農 業 人	都市 的 業 態		計 人					その 他 人	商 工 業 人
													計 人	その 他 人							
四七四、〇〇〇	二四、三八六	三九七、二七六	四二、三三六	┆	七三、九二七	三三、六九六	五、〇〇一	一七、四三三	一	三	一七	一四、一二二	二、五四四	一、五八一	四、三九二	一、三四二	三、〇五〇	五・三五	三、四三三	一八、五〇四	甲佐町
八九、八五	八七五	八八、五三〇	四〇	┆	一八、二七六	八、八二〇	三、九六四	六、四八七	一	一	五	三、五九七	五〇八	三、〇八九	二、七六四	四、四	二、三五〇	九・二五	二、三九	六、三六一	甲佐町
五九、一〇〇	五、五二一	一六、六七二	三、六九八	┆	一、二七六	六、二八六	二、〇三	六、〇一	┆	一	三	一、八〇五	一、二二三	六、八三	三、四	一八	一、四〇〇	三、四三	一、八三九	一、八三九	宮内村
八六、二七五	三、〇〇〇	七八、二七五	五、〇〇〇	┆	一、一七一	三、九六九	二、五三	一、五八八	┆	┆	四	一、九七六	二、〇四	一、七七三	七、三三	四、〇六	三、三	二、一三九	四、九三	二、七〇九	龍野村
一一、二六〇	一、〇〇〇	一〇、二六〇	┆	┆	一、二六四	六、五四三	三、八	五、二〇〇	┆	一	二	二、六九三	二、五八	二、七〇五	二、八九	┆	二、八九	七、四五	六、二〇	三、二五二	白旗村
二七、二〇〇	一五、〇〇〇	一一、二〇〇	┆	┆	一九、四三〇	九、〇五〇	二、六三	三、五四六	┆	┆	三	三、七七	四、三	三、三三三	五、七二	五、〇四	六八	一四・三六	七、四〇	四、三三三	乙女村
合 併 町 村																					